

平成 21 年度 新型インフルエンザ 予防接種実施要綱

1. 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）は、感染力が強いものの多くの感染者は軽症のまま回復しており、タミフルなどの薬剤が有効であることなど、季節性インフルエンザと類似する点が多いとされています。しかし、基礎疾患を有する方等において重症化する可能性が高いこと、国民の大多数に免疫がないことから今秋から冬に向けて、季節性のインフルエンザの感染者を大きく上回ることが予想され、医療をはじめ、我が国の社会経済に深刻な影響を与えること、などのおそれがあり、今回のウイルスの特徴等も踏まえ、政府の基本的対処方針においては、新型インフルエンザ対策の目的を国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、基礎疾患を有する方等を守る、とし、様々な対策を講じられています。

今回の新型インフルエンザに対する予防接種は、死亡者や重症化をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的としています。

2. 対象者

被保険者及び被扶養者とします。

但し、市区町村等で助成が受けられる方及びすでに新型インフルエンザに罹患した方は原則として対象者といたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、現在、新型ワクチンの供給量に限りがあることから、国は接種の優先順位を次のように定めています。

		対 象 者	開始時期
優先接種対象者	1	インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者	10月19日の週～
	2	妊婦	11月の予定
		基礎疾患を有する方（そのうち1歳～小学校低学年の小児を優先） （基礎疾患とは慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患）	基礎疾患（最優先） 11月の予定 ----- 基礎疾患（その他） 12月の予定
	3	1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	12月の予定
4	1歳未満の小児の保護者	1月の予定	
	優先接種対象者のうち、身体上の理由でワクチンを接種できない方の保護者など		
その他	小学校4年生以上、中学生、高校生に相当する年齢の方	1月の予定	
	65歳以上の方（基礎疾患を有する方を除く）		

上記以外の方に対する接種の時期は、接種状況を踏まえて国が定めるとしています。

3. 接種期間

平成22年3月末まで。

4. 実施区分

(1) 当組合の指定機関実施分（健診委託機関）

現在、調整中のため決まり次第改めてホームページでご案内いたします。

(2) 補助実施分（接種可能な医療機関）

原則として国と委託契約を結んだ医療機関とします。（国は10月中旬を目途に取りまとめ公表する予定となっております）決まり次第、改めて当組合のホームページにてご案内します。

5. 実施方法

(1) 当組合の指定機関実施分（健診委託機関）

当組合の指定機関で接種を希望される場合は、所定の申込書（様式第1号の11）を添えて必要事項をご記入のうえ、ご希望の指定機関に直接お申込みください。

(2) 補助実施分

上記4-(2)の医療機関に各自で予約を取っていただき、適宜接種してください。

なお、接種の回数は(1)当組合の指定機関又は(2)補助実施分のいずれも原則2回法となっておりますので同一の医療機関で接種されることをおすすめいたします。

また、接種の際は次のとおり「優先接種対象者であることを証明するもの」の提示が必要となります。

対象者	提示が必要となるもの
妊婦	母子健康手帳
基礎疾患を有する方	かかりつけ医が接種する場合は不要 それ以外の場合は、優先接種対象者証明書 （かかりつけ医にて発行）
1歳から小学校3年生に相当する年齢の小児	母子健康手帳又は健康保険被保険者証等年齢が確認できるもの
1歳未満の小児の保護者	母子健康手帳、健康保険被保険者証等
優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない方の保護者など	優先接種対象者証明書、健康保険被保険者証など優先接種対象者と同一世帯であることを確認できるもの
小学校4年生以上、中学生、高校生に相当する年齢の方	健康保険被保険者証、学生証など年齢を確認できるもの
65歳以上の方 （基礎疾患を有する方は除く）	健康保険被保険者証など年齢が確認できるもの

6. 接種費用の補助限度額と受益者一部負担額

接種費用

接種費用は(1)当組合の指定機関又は(2)補助実施分のいずれも全国一律の予定で原則2回法となっています。

1回目	3,600円
2回目()	2,550円
合計	6,150円

1回目と同一医療機関で実施した場合

1回目と異なる場合は3,600円となります。(基本的な健康状態等の確認が必要なため)

補助限度額と受益者一部負担額

(1)当組合の指定機関実施分

接種方法を問わず1人あたり3,000円を限度に補助します。

受益者一部負担額は2回法にて実施の場合3,150円となります。

(2)補助実施分

接種方法を問わず1人あたり3,000円までの実費を補助します。

7. 接種費用の請求方法と受領方法(補助実施分)

疾病予防補助金請求書(様式第4号の1)に家族実施分も含め、事業所毎で取りまとめていただき、次の書類を添えて請求してください。

(ア)「新型インフルエンザ予防接種」実施者連名簿(様式第5号の2)

(イ)費用を支払った領収書(写しでも可)レシートは不可

季節性インフルエンザ予防接種と区別するため新型インフルエンザ予防接種費用であることを明記してもらってください。

なお、領収書に新型インフルエンザ予防接種の明記がされていない場合は「新型インフルエンザ予防接種済証」の写し(接種された医療機関よりお受け取りください。)も添付してください。

組合より補助金を受領された場合は、領収書(様式第8号の1)を提出してください。

8. 請求期限

原則として平成22年3月31日(火)までとしますが、実施後は速やかに請求してください。

9. その他

(1)新型インフルエンザワクチンの接種の間隔について

新型インフルエンザは国民の大半に基礎免疫がないため予防接種は原則2回法とされ、7日以上の間隔をおいて接種を行ない

ます。

なお、既存の製法による国内ワクチンと季節性ワクチンの同時接種については医師が認めた場合には接種可能とされています。

(2)接種の伴う症状

季節性ワクチンと同様に接種した部位（局部）の発赤、腫脹、発熱や全身性の反応として発熱、頭痛、悪寒、倦怠感などの副作用が見られる場合がありますが一般的には2～3日で消失します。

(3)予約等

医療機関により休診日や診療時間が異なりますのであらかじめご確認のうえ予約してください。

(4)日頃の予防方法

防衛体力の保持・増進（規則正しいバランスのとれた食事。運動・休養）に「手洗い・うがい」の励行や「マスクの着用・咳エチケット」などにより、感染の防止や拡大を防ぐことが最も大切です。

(5)各種様式

各種申込書や補助金請求などに関する書類は、当組合のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

(6)発症又は疑いのある時の受診方法

38 以上の発熱があり、咳や咽頭痛等の急性呼吸器系症状を伴う場合にはインフルエンザに感染している可能性があります。**医療機関へは直接受診せず、**まずは「かかりつけ医」などに電話でご相談ください。

主な受診方法は次のとおりです。

かかりつけ医のある方（持病のある方、子供、高齢者含む）

かかりつけ医へ電話

かかりつけ医、又は一般医療機関で受診

かかりつけ医のない（医療機関がわからない）方

発熱センターへ電話

紹介された一般医療機関で受診

発熱センターは当組合のホームページの新型インフルエンザ最新情報からご覧いただけます。

妊婦の方

あらかじめ、かかりつけ医の産婦人科医と相談し、症状の出た場合に相談する医療機関を決めておきましょう。

かかりつけの産科へ電話

一般医療機関で受診

以上

名古屋薬業健康保険組合

総務課 052-211-2294 ダイヤルイン

<http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>